

氏 名	マモ ヘボ ワベ Mamo Hebo Wabe
学位の種類	博 士 (地域研究)
学位記番号	地 博 第 9 号
学位授与の日付	平成 16 年 3 月 23 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 4 条 第 1 項 該 当
研究科・専攻	ア ジ ア ・ ア フ リ カ 地 域 研 究 研 究 科 ア フ リ カ 地 域 研 究 専 攻
学位論文題目	Land, Local Custom and State 'Laws': A Study of Land Tenure Systems and Land Disputes Settlements among Arsii Oromo, Southern Ethiopia (土地・人々の慣習・国家の「法」：南部エチオピア、アルシ・オロモにおける土地所有システムと土地争議の解決に関する研究)
論文調査委員	(主 査) 助教授 重 田 眞 義 教 授 島 田 周 平 助教授 木 村 大 治

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、エチオピア南部に居住するアルシ・オロモの人々の「土地所有制度」と「土地をめぐる争議とその解決方法」に焦点をあて、それを文化的背景や歴史的経緯の中に位置づけることによって、アルシ・オロモにおける土地をめぐる諸問題の特質を解明することを目的としている。

本論文は 8 章から構成されている。本論文で使用される一次資料の大半は、1999 年から 2003 年までの間の合計 17 ヶ月に及ぶフィールドワークによって収集された。

1 章では、アフリカにおける土地問題の重要性を指摘したあと、調査地の地勢、気候、民族、人口を概観し、多年生根栽作物エンセーテとオオムギなど 1 年生穀類の栽培が、牧畜と組み合わせられた複合的生業システムによって、アルシ・オロモの土地利用が成り立っていることを紹介している。

2 章では、先行研究を広範に渉猟して 19 世紀末に成立したエチオピア帝国から、1974 年に帝政を倒した社会主義政権を経て、現政権に至るまでの公的な土地制度の変遷を簡潔にまとめている。帝政以前のアルシ・オロモの慣習的土地制度がこれまでエチオピアの土地制度研究のなかでほとんど論じられてこなかっただけでなく、エチオピア南部の慣習的制度が、北部起源の土地制度に置き換わったと考えられてきたこと、を見いだしている。

3 章以降の論述は申請者が直接フィールドワークで得た資料を基に展開される。3 章では特に民族誌的資料に検討を加えて、オロモ語の土地に関する民俗概念を宗教・儀礼的所作だけでなく日常的表現の事例とともに紹介し、土地に関する多義的な概念用語が会話に多用される背景として、彼らが土地を経済的な資産としてだけでなく精神的な紐帯を求める対象として考えていることを示している。

アルシ・オロモの「土地をめぐる問題」には共通して、「地元の人々とその慣習」対「国家とその法」という二項対立的で相互的な関係が作用している。本論文の中心部分となる 4 章では、そのような関係が成立するに至るまでの歴史的経緯を、帝政以前、帝政以降、社会主義政権時代、そして 1991 年からの現政権の 4 つの時代区分にそって検証している。そして、1974 年に帝政を倒した社会主義政権が土地の国有化を宣言し、エチオピアの土地すべてを究極的に所有する唯一の権力という国家イメージを創り出したにもかかわらず、実際には、国家の仕組みと併存して地方に複数の土地所有形態や土地争議解決の場が維持運用されていることを見いだした。本論文は、このような、土地所有と土地争議の解決の仕組みに対する複数の「法的、制度環境を、公的なもの（国家組織とそれに関連した規則の束）と、非公的なもの（慣習的制度とそれに関連した規範）とに類型化して論じている。

申請者は、これまでの土地所有をめぐる両性の 2 項対立的解決に疑問を呈し、5 章を特に設けて、強力な父系出自原理を背景にクラン単位で政治的権力の編成がおこなわれてきたアルシ・オロモにおいて、女性が土地をめぐる諸権利から必ずしも疎外されていないという事実を指摘している。

6章では、今日のアルシ・オロモにおける土地をめぐる紛争の特徴とその原因が検討される。申請者はまず、現政権下の6年間に調査地域で公的枠組みに対して提訴された紛争案件約1万5千件を対象に、アルシ・オロモ地域において土地をめぐる争議が非常に多く、またその解決が司法ではなく行政機関によっておこなわれていることを見いだした。そして、4章で示された土地所有をめぐる公的・非公的権利の主張とその争議を取り扱う複数の場が、機能面においてはこれまで全く統合されることがなく、両者がむしろ競合し、ときには矛盾する立場をとって、さらなる問題を派生させてきたことを明らかにした。土地争議の事例を百例検討した結果、その多くは、エチオピアの政治的不安定さと制度の非連続性に起因することが推察されたが、調査地域の人々にとっては、土地取得時における当事者の関係性と入手の経験が後の土地争議の引き金となっていた。

一方、慣習法に基づく非公的な争議解決の制度は、国家の「法」に基づく裁定に比較して人々の日常生活のリアリティーにより近いことから総体的に受け入れられやすい。7章では、争議解決の場を参与観察することによって得られた事例を精査して、公的制度との相互作用や、アルシ・オロモの価値規範に根ざした裁定によって、強制をとまなわないうで双方の納得によって争議が解決される、非公的な場の運用のメカニズムを明らかにした。

最終章において、申請者は、アルシ・オロモ地域の土地所有と土地争議解決における公的制度と非公的制度が、その性質からして根本的にどちらかと置き換わることは不可能であり、二者択一されるべきものではなく、両者の相互協調が必要であることを示している。これまで1世紀以上にわたって、両者の強調は実現されなかったが、今後は、2つのシステムの特質をふまえて、両者間の重複と矛盾を最小限に押さえることによって、最終的にはこの地域における現時点の懸案事項のひとつである多発する土地争議の解決に寄与できると主張している。

論文審査の結果の要旨

現代アフリカにおける土地問題は、地域の人々の土地をめぐる権利と、安定した暮らしの持続性に大きな影響を及ぼしてきた。それは、植民地時代に奪取された資源の取り戻しの過程として、あるいは増え続ける人口とそれをささえる自然資源の持続性の問題として論じられてきた。

本研究は、半世紀足らずのあいだに三つの異なる政治体制を経験したエチオピアの「周辺」をとりあげつつ「中央」の国家と地域社会の関係に留意しながら、まず地域の人々の土地資源に対する意識や意味づけを理解することを目指している。その上で、土地所有制度の歴史的変遷と地域社会における適用のメカニズムを、フィールドワークに基づく民族誌的資料と土地争議の事例研究をもとに解明し、土地をめぐる人々の諸関係を総合的に理解しようとした優れた論文である。

本論文の基礎となる研究は、南部エチオピアの大地溝帯東側の高地に位置するバレ山塊において複合的な農牧を営むアルシ・オロモ地域を舞台に実施された。申請者は、アルシ・オロモの出身であり、オロモ語を駆使しつつ自文化研究の限界と可能性を十分に自覚しながらフィールドワークをすすめている点も高く評価できる。

論文の分析の中心として、当該地域において人々が土地に関して抱える問題群が整理され、「土地所有システムの複層性」、「土地をめぐる争議」、そして、「土地争議を解決するメカニズム」という相互に関連した3つの問題に焦点があてられている。

申請者は、アルシ・オロモの人々にとって、土地が先祖と子孫をつなぐ基礎として深いつながりが意識されていることを民族誌的事実の検討を通じて明らかにした上で、そのような土地をめぐる人々の諸関係が19世紀末のメネリク皇帝による南部征服から、1975年の帝政廃止と土地の国有化、1991年の社会主義政権崩壊に至る政治的变化のなかで被った影響について明らかにしている。

ここで検討された土地問題の中心は、大きな枠組みとして「地元の人々と彼らの慣習（非公的）」対「国家とその法（公的）」の相互的な関係として整理され、通時的な視点をふまえながら、現在のアルシ・オロモにおける土地所有システムと土地争議の状況についての詳細な事例の記述と分析へとすすめられていく。

本論文では、公的、非公的システムが併存することによって生じる土地に対する様々な権利の矛盾が、エチオピアの政治的变化の中で積み重ねられ、錯綜したまま現在至っていることが示される。そして、1991年にメンギスツ政権が崩壊し、紛争の表面化を押しとどめていた政治的圧力が取り払われると、蓄積されていた土地紛争の火種が一気に表面化し、多くの土

地争議を再燃させたことを過去6年間にファイルされた実際の事例約1万件を数えることによって指摘している。そして、現在のエチオピアの土地すべてを所有する唯一の権力、という国家のイメージとは裏腹に、実際に地域レベルで生じている現実の局面では、国家の仕組みと並行して、慣習法に基づく土地所有制度や土地争議解決の場が人々によって実効的に運用されている事例を、紛争解決の場の参与観察を通じて詳しく分析している。

土地所有をめぐる争議の解決の仕組みに関して、申請者は興味深い事実を数多く指摘している。それは、アルシ・オロモの人々が慣習的制度に基づいて運用する紛争解決の仕組みの方が、国家組織の一部である農民組合や地方役場の裁定に対して、より人々に支持される事例が多く比較優位にあること、及び公的、非公的解決の仕組み間で、紛争案件のやりとりが行われていること、等である。この紛争案件のやりとりには二面性があり、両者が協力しあう場合と、他方を否定する場合がある。しかし、非公的仕組みによる裁定は一貫性をもつ持続的なものとして受け入れられやすいのに対し、公的な裁定には不正による恣意的な判断がともなうことが多いという。

申請者は、本研究をふまえた提言として、一貫性を持続性に欠け、不正が蔓延している公的システムに較べ、説得と合意の形成を旨とする非公的システムの持つ利点を評価し、その上で、両者の間の協力関係が築かれることが、今後の土地紛争解決のために必要であると主張している。

本論文は、地域内の土地をめぐる紛争解決に、このような複数の場が機能しているという事実を100以上もの事例の記述と分析をとおして見いだしただけでなく、両者の機能上の関係までを明らかにし、さらに紛争解決のための両者の関係のあり方にまで踏み込んで提言をおこなった点で、エチオピア地域研究における土地問題の分野で他に類をみない内容と成果を含んでいる。また、近年盛んになってきているアフリカにおける土地紛争を切り口とした一連の社会人類学的研究にも貴重な貢献をなすものといえる。

よって、本論文は博士（地域研究）の学位論文として価値あるものと認める。また、平成16年2月20日論文内容とそれに関連した口頭試問を行った結果合格と認めた。